

令和6(2024)年度 栃木県東京学生寮入寮者募集要項

〔募集期間 令和5(2023)年10月2日(月)～令和5(2023)年11月15日(水)〕

公益財団法人栃木県育英会

1 出願資格

- 令和6(2024)年3月卒業見込の高等学校等在学学生又は申込時において高等学校等卒業後2年以内の人で、令和6(2024)年4月に大学・短大の1年次又は修業年限2年以上の専修学校専門課程の1学年に入学を希望する人
注)通信教育課程の人を除きます。
- 保護者(父母)又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- 寮費等必要な経費を負担できる人(確実な連帯保証人を2名立てられる人)
- 健康で文化的な共同生活を営むことのできる人
- 本人、その保護者(父母)又はこれに代わる人及び連帯保証人となる人が反社会的勢力でない人
- 出身校又は在学学校における全学年を通じた学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である人
- 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和4(2022)年中の認定所得金額(※)が、別表第3の収入基準額以下である人

(※) 認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額(給与所得の場合は別表第1の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得者以外の場合は収入金額から必要経費(売上原価、営業経費等)を差し引いた金額)から別表第2の特別控除額を差し引いた金額

2 募集人員・契約期間

区分	男子	女子	契約期間
募集人員 1年契約 (再契約有)	約35名	約30名	入寮日(令和6(2024)年3月28日から入寮可能)～令和7(2025)年3月20日 契約期間(在寮できる期間)は1年間ですが、次年度の1年間に限り、再契約を締結できる場合があります(注1)。
寮室フロア(注2)	1～3階	4～6階	

注1) 寮費を滞納したり、寮則を遵守しない寮生は、再契約できない場合があります。

注2) 寮室やフロアを選ぶことはできません。

また、異性のフロアに立ち入ることはできません。

3 学生寮の概要

- 所在地 〒153-0044 東京都目黒区大橋2丁目20-11
- 構造・規模 鉄筋コンクリート造6階建
- 運営 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
- 定員 男子60名・女子60名
- 寮室面積 約10㎡
- 寮室設備 机・いす・ベッド(マットレス付)・レースカーテン・クローゼット・冷蔵庫・エアコン・物干し金具・無線LAN等
(寮室内にトイレ、風呂、洗濯洗面室等の水回りは付属していません。)

(7) 共用施設・備品

共用施設	食堂・ラウンジ・キッチン・スタディシアター(学習室)・ゴミ置き場・トイレ・洗濯洗面室・洗濯機(有料)・乾燥機(有料)・シャワールーム(浴室はありません)・メールコーナー等
備品	電子レンジ・トースター・電気ポット・炊飯器・給茶器・コピー機(有料)等
駐輪場	利用する際には、個別に運営会社との契約(有料)が必要です。

(8) 門限 午前0時

(9) 食 事

朝 食	月～金	7:00～ 8:30	※土曜はランチ対応
	土	10:30～12:00	
夕 食	月～金	18:30～22:00	※22時以降は弁当対応 (食堂において24時まで提供可能)
	土	18:30～22:00	

注) 日曜、夏季3日程度及び年末年始5日程度は休業します。

4 学生寮略図



<交通案内>

J R 渋谷駅から

- 東急田園都市線利用の場合
池尻大橋駅 (地下) 下車、北へ約670m (徒歩約9分)
- 京王井の頭線利用の場合
駒場東大前駅西口下車、南へ約610m (徒歩約8分)
- バス利用の場合
渋谷駅 (東急東横店西側) 発着所から若林方面又は梅ヶ丘駅行きバス
→ ・松見坂上停留所下車、西へ約200m
・駒場停留所下車、東へ約200m

5 経費の負担

- (1) 入寮一時金 45,000円 (年額/再契約時にも掛かります (金額は変更となる場合があります。))
- (2) 寮費等 (※) 75,000円 (月額)

(寮費等内訳)	
寮 費 (部屋代)	30,000円
食 費 (税 込)	20,300円
施設維持費	17,000円
電気代 (税 込)	7,700円

 ※月の途中で入寮した場合及び退寮した場合の寮費等は、日割により計算します。
 再契約時には変更となる場合があります。
- (3) 寮室の原状回復費用 (退寮時に確定します。)
- (4) その他、入寮者が建物・設備等を損傷又は損壊し、修繕が必要となった場合には、その費用が掛かります。
(例: 備品を故意又は過失により破損させた場合、鍵の紛失による再発行等)

6 提出書類 (各1部)

- (1) 入寮申込書 (本会指定の様式によるもの。高等学校等の長の推薦書付)
- (2) 調査書 (高等学校等の長が作成したもの)
- (3) 令和5 (2023) 年度 (令和4 (2022) 年中の所得) 所得証明書又は課税証明書の原本 (市町長発行の証明書)
注) 勤務先の源泉徴収票では受付できません。所得証明書又は課税証明書は、次の例にしたがって証明を受けてください。
ア 両親がいる世帯の場合→ 父と母の2人の所得
イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合→ その人の所得
ウ 母子又は父子世帯の場合→ 母又は父の所得
また、非課税の方は必ず所得証明書を添付してください (非課税証明書では受付できません。)
- (4) 個人情報の第三者提供に関する同意書 (本人用及び保護者用)

- ◎ 当会月額貸与奨学生・入学一時金奨学生を同時に申込するときは、調査書、所得証明書又は課税証明書の原本については、いずれかに1部添付すれば、他の願書には添付不要です。その場合は、願書の同時申込状況欄に○をつけてください。

7 書類の提出先及び提出期限

公益財団法人栃木県育英会事務局 令和5(2023)年11月15日(水) 必着 厳守
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 (栃木県庁舎西別館3階)
☎028-623-3459
※ 不明な点がありましたら、事務局へお問合せください。

8 選考及び入寮決定等

- (1) 学習成績・所得の状況をもとに選考委員会において選考し、令和5(2023)年12月中旬までにその結果(内定者又は補欠者)を本人及び高等学校等の長に通知します。申込者が多い場合、出願資格を満たしても内定者とならないことがあります。その場合、補欠者となります。
- (2) 選考結果は当会から送付します。その後の手続きについては、運営企業である伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社と行っていただきます。
- (3) 内定者は、進学先が決定した後に必要な手続きを行い、理事長が入寮を決定します。
- (4) 補欠者は、内定者に欠員が生じたときに選考結果の順位に従い、順次繰り上げて内定者とし、その都度伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社から電話連絡があります。

9 その他

申込書類は、県内の各高等学校・市町教育委員会事務局・県教育事務所・県民プラザ及び県民相談室等に置いてあります。

また、当会ホームページからも申込書類のダウンロード(※)が可能です。

※ ダウンロードした申込書を印刷する紙は、白のプリンター用紙、片面印刷で構いません。

別表第1

◎ 給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者(収入金額が多い方)の収入金額には給与所得計算式(A)を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)の収入金額には給与所得計算式(B)を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、(A)を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者 ①	① ≥ ②	(A)の表を適用
家計支持者 ②		(B)の表を適用

給与所得計算式 (A)

年間収入金額(1万円未満切捨て)	所得額(1万円未満切捨て)
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額×0.8-214万円
401万円以上781万円以下	収入金額×0.7-174万円
782万円以上	収入金額-408万円

給与所得計算式 (B)

年間収入金額(1万円未満切捨て)	所得額(1万円未満切捨て)
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	収入金額-65万円
164万円以上180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上360万円以下	収入金額×0.7-18万円
361万円以上660万円以下	収入金額×0.8-54万円
661万円以上1,000万円以下	収入金額×0.9-120万円
1,001万円以上1,500万円以下	収入金額×0.95-170万円
1,501万円以上	収入金額-245万円

注) 給与所得以外の所得額については、収入金額から必要経費(売上原価や営業経費等)を差し引いた金額となります(1万円未満切捨て)。

特 別 控 除 額 表

控 除 の 事 由	特 別 控 除 額				
① 母子・父子世帯の場合	99万円				
② 就学者のいる世帯の場合 〔児童・生徒・学生1人につき控除できる。 ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する。〕	区 分		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	
	小 学 校		31万円		
	中 学 校		46万円		
	高 等 学 校		国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
	高 等 専 門 学 校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
			4・5年次	43万円	72万円
		私 立	1～3年次	88万円	118万円
			4・5年次	87万円	116万円
	大 学		国・公立	74万円	121万円
			私 立	133万円	180万円
	専 修 学 校	高 等 課 程	国・公立	39万円	69万円
私 立			88万円	118万円	
専 門 課 程		国・公立	36万円	81万円	
		私 立	102万円	147万円	
③ 障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき			99万円	
④ 長期療養者のいる世帯の場合	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。				
⑥ 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦ 本人を対象とする控除				74万円	

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 就学者控除の特例

出願者本人を含む子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額（124万円）に、その超える人数を乗じた額をさらに控除できます。

（例）子ども3人の場合 → $[124万円 \times (3人 - 2人)] = 124万円$ の控除

収入基準額表

世帯人数	収入基準額（円）
1 人	2,860,000
2 人	4,550,000
3 人	5,270,000
4 人	5,720,000
5 人	6,170,000
6 人	6,500,000
7 人	6,770,000
7人を超える場合	人数が1人増すごとに270,000円を、世帯人数7人の収入基準額(6,770,000円)に加算

注) 認定所得金額は、次により計算します。

認定所得金額 = (別表第1で求めた所得額) - (別表第2の控除額)

《 外 観 》



《 寮 室 》



《 エントランスラウンジ 》



《 コモンズ (食堂) 》



《 洗濯洗面室 》



《 シャワールーム 》



